

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年9月21日

京都市長 門川 大作

## 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年8月3日	東山区	泉涌寺門前町		1		平成24年8月3日
	右京区	嵯峨広沢南野町			1	
平成24年8月7日	左京区	岩倉長谷町			1	平成24年8月7日
	東山区	今熊野剣宮町			1	
		今熊野泉山町			2	
		泉涌寺門前町			2	
平成24年8月10日	伏見区	深草池ノ内町			1	平成24年8月10日
平成24年8月14日	左京区	下鴨北園町			1	平成24年8月14日
	山科区	勸修寺御所内町		1		
	西京区	下津林前泓町		1		
	伏見区	桃山町山ノ下			1	
		石田大受町			1	
平成24年8月17日	南区	吉祥院嶋高町			1	平成24年8月17日
		上鳥羽北塔ノ本町			1	
平成24年8月21日	伏見区	深草泓ノ壺町			1	平成24年8月21日
		深草大亀谷大山町			4	
		醍醐新開			1	
平成24年8月24日	下京区	西七条北月読町			1	平成24年8月24日
	南区	吉祥院高畑町			1	

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

### 3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)